7.4.12
3756

常務理事
労働課長

労秘第一〇一之號
昭和七年四月七日

警視總監 大野緑一郎

内務大臣 鈴木喜三郎殿
社會局長官殿

泉岳寺使用人ノ労働争議ニ関スル件

要旨 前住職死亡ニヨリ慣例トシテ全使用人ヲ解雇セルニ下足番一名ハ社民党員ノ支援ヲ受ケ八項ノ要求書ヲ提出交渉中

發生	四、四
解決	
使用労働者	十一
争議参加者	男一
関係労働組合	社民党

一、争議発生ノ場所 東京市芝区車町五十四番地標記寺院

二、事業主側

名称 高輪泉岳寺

住職 前 小坂實明 現 小坂準爾

日本生命保険株式会社東京支店社員一同

日本生命保険株式会社
社長 弘世助太郎殿

（別記）

○日本生命内外勤社員に告ぐ!!

会社は前例のない第一期解雇切捨策を設けて虚々声明せるが如く今や吾々に大量馘首の魁たらしめんと明確にしてきた。此の不景気に一文の退職手当も支給せず吾々を失業の巷に放り出そうとしてゐるのだ。会社側は諸君に巧妙なる宣伝をして居るが食ふやうにテンだ其の実例は因島の支店長に対する侮辱なる解雇振りを見よ。早川前横浜出張所長に対する横暴なる馘首を見よ。其の他野沢前大倉出張所長等々多数外勤社員諸君は会社側の不当なる馘首に對し今日迄恨を忍んで来たのだ。此の儘に置くならば吾等の生活は根本から破壊せられるのだ。会社は組合幹部森田君に出張所長推薦を餌として買収の魔の手を差しのべたが一言の下に蹴飛ばされた。会社は森田、亀山二君に馘首で小弾圧の砲火を向けて来たのだ。此の事実は何人も否認出来ぬ。吾々の要求は左の通りだ諸君の公正なる判断を乞ふ。

一、退職手当制度の確立
一、恩給制度の改善
一、最低俸給制の確立及び甲て俸の撤廃
一、外勤中に於ける傷害手当の支給並に其の不当による死亡に対する弔慰金
一、建設費の改善
一、賞与契約制の確立
一、団体交渉権の確認
一、社員に対し千円以上の生命保険契約（掛金会社負担）制の確立
一、重役賞与金及支配人賞並に株主配当を節減し保険契約者配当金を増額すべし
一、支店所在地に被保険者の無料診療所を設立すべし

右は労働総同盟数万の同志の名誉にかけ組合長松岡駒吉の名誉にかけて要求貫徹を期す馘首反対斗争だ!

以上

親愛なる諸君の参加を俟つ!!

昭和七年三月

日本労働総同盟
生保従業員組合
日生支部